

報告第5号

専決処分について報告の件（その1）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和2年7月16日提出

芽室町長 手島 旭

専決処分書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 62,700円
- 2 損害賠償の相手方 

令和2年6月5日 専決処分

説明

令和2年5月12日午後1時頃、相手方自宅の排水の流れが悪く、原因について調査したところ、町道八丁目通にある街路樹の根が当該敷地に隣接する相手方所有の汚水管に侵入したことにより、当該汚水管を損傷させたものであります。

位置図



事故発生状況図

